

出水市告示第120号

出水ラムサールブランドPRロゴの使用に関する取扱要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

出水市長 椎木伸一

出水ラムサールブランドPRロゴの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、出水ラムサールブランドPRロゴ（以下「PRロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(PRロゴのデザイン及び規格)

第2条 PRロゴのデザインは、別図1のとおりとし、PRロゴの色は、別図2に定めるとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 PRロゴに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の対象)

第4条 PRロゴの使用の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物等
- (2) 市内で製造された加工品、製造物等（市外で生産された原材料を使用しているもの等については、市のPR又はラムサール条約登録のPRに寄与すると市長が認めるものに限る。）
- (3) 市内で生産された原材料等を使用し、市外で製造された加工品、製造物等（「生産地 出水市」等の表記により、市内で生産された原材料等を使用して

いることが確認できるものに限る。)

- (4) 市内で生産された原材料等を使用した料理の提供
- (5) 市内の飲食店、ホテル等で提供されるサービスにおいて使用するものであって、市のラムサール条約登録のPRに寄与すると市長が認めるもの
(使用の申請)

第5条 PRロゴを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 市又は市の機関が使用する場合
- (3) 市が構成員となる協議会、実行委員会等が使用する場合

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出水ラムサールブランドPRロゴ使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) PRロゴの使用状況が分かる見本、デザイン等
- (2) 申請者の概要が分かる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認等)

第6条 市長は、前条の承認申請があったときは、その内容を審査し、当該使用が本市の魅力について市内外への情報発信に寄与すると認めるときは、PRロゴの使用を承認するものとする。

2 市長は、前項本文の規定によりPRロゴの使用を承認したときは、出水ラムサールブランドPRロゴ使用承認通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、PRロゴのデータを交付するものとする。

3 市長は、第1項の使用の承認に際し、PRロゴの使用方法等について、必要な条件を付することができる。

4 市長は、PRロゴの使用を承認することが不相当と認めたときは、出水ラムサールブランドPRロゴ使用不承認通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(使用の承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、PRロゴの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市の信用を失墜させ、若しくは品位を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 第三者の権利利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用し、又は当該営業を行う者がPRロゴを使用した商品等を販売するとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (7) PRロゴのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (8) 第10条に違反すると認められるとき。
- (9) その他市長が使用を承認しないことが適当であると認めるとき。

（使用料）

第8条 PRロゴの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第9条 PRロゴは、その使用の承認を受けた日から使用できるものとし、期限は原則として定めないものとする。

（使用上の遵守事項）

第10条 PRロゴの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) PRロゴのデザインを変えたり、他のマーク等と組み合わせたりしないこと。

- (2) P R ロゴの縦横の比率を変えないこと。
- (3) P R ロゴのサイズの変更は可能であるが、最小サイズは、横15ミリメートルする。
- (4) P R ロゴは、指定色で使用する。
- (5) P R ロゴのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 使用の承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (7) P R ロゴを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 市長は、使用者にP R ロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(承認事項の変更等)

第11条 使用者が使用の承認を受けた事項の内容について変更しようとするときは、あらかじめ出水ラムサーブランドP R ロゴ使用内容変更承認申請書(第4号様式)に変更する内容が分かる資料を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条及び第7条の規定は、使用内容の変更の承認又は変更の不承認の決定について準用する。

(承認の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認(前条規定による使用内容の変更の承認を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 第10条各号のいずれかに違反することが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、P R ロゴの使用を継続することが不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認の取消しを決定したときは、出水ラムサーブランドP R ロゴ使用承認取消通知書(第5号様式)により当該使用者

に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したものに対し、当該承認に係る物件等の回収等の措置を請求することができる。

4 第1項の規定によりPRロゴの使用の承認を取り消されたものは、前項の通知があった日以後、当該承認に係る物件等を使用してはならない。

(使用の非独占性等)

第13条 この告示に基づくPRロゴの使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占してPRロゴを使用する権利を付与するものではない。

2 この告示に基づくPRロゴの使用の承認は、PRロゴを使用している物件等について市が推奨し、又は品質を保証するものではない。

(経費等の負担)

第14条 市は、使用承認の申請に要する費用及びPRロゴの使用に関し生ずる一切の経費等を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 市長は、使用者がPRロゴの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 市長は、第12条第1項の規定による取消し又は同条第3項の規定による物件等の回収等により使用者に損害が生じた場合でも、責任を一切負わない。

3 使用者は、PRロゴの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合、これに対し全責任を負い処理するものとする。

4 使用者は、PRロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(事務の処理)

第16条 この告示に基づくPRロゴの使用に関する事務は、商工観光部ツル博物館が行う。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、PRロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月22日から施行する。

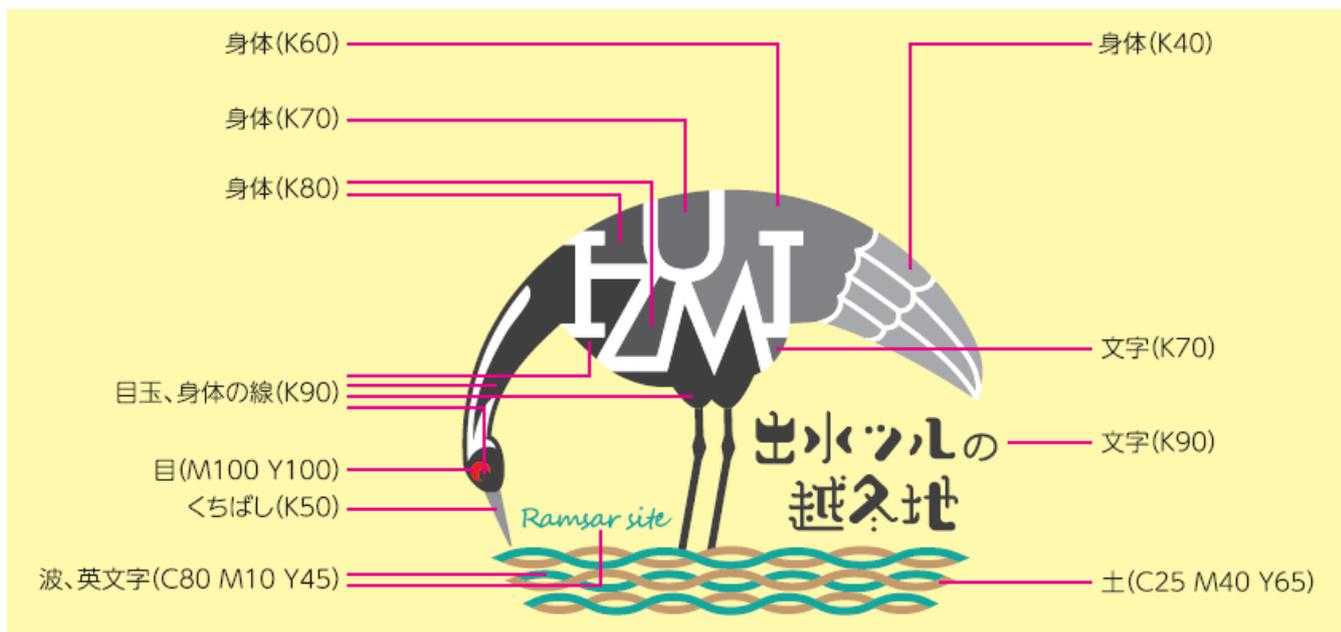
別図1（第2条関係）

出水ラムサールブランドPRロゴ

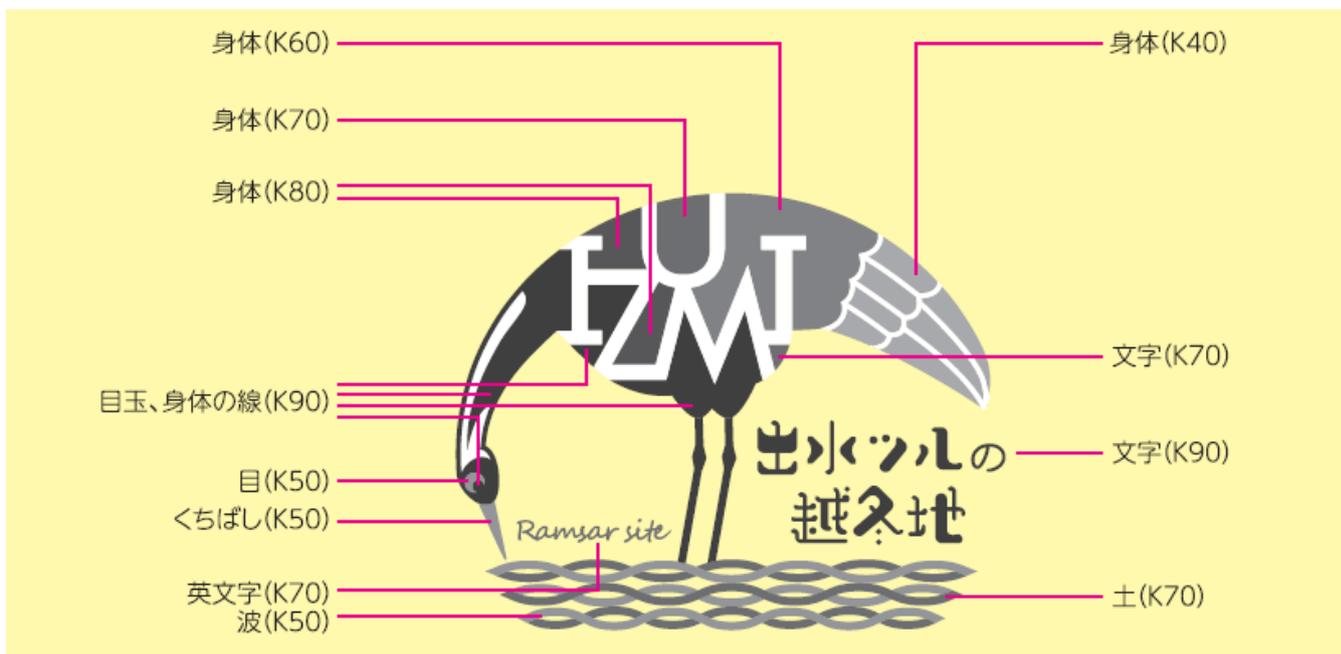


別図2（第2条関係）

1 カラーで使用する場合



2 モノクロで使用する場合（黒1C）



第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

（申請者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

出水ラムサールブランドPRロゴ使用承認申請書

出水ラムサールブランドPRロゴを利用したいので、出水ラムサールブランドPRロゴの使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

商品等の 名称	
特 徴	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
添付書類	<input type="checkbox"/> PRロゴの使用状況が分かる見本、デザイン等 <input type="checkbox"/> 申請者の概要が分かる資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 PRロゴを使用しようとする商品等の1件ごとに申請すること。

2 使用対象欄には、PRロゴを使用する対象物等の名称を記入すること。また、商品である場合は、販売価格（税込み）、製造予定数、販売場所、販売先等も併せて記入すること。

3 特徴欄には、使用対象物等のこだわり等商品の説明を記入すること。

4 使用期間欄の終了日が未定である場合は、開始日のみ記入すること。

第2号様式（第6条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



出水ラムサールブランドPRロゴ使用承認通知書

年 月 日付けで申請があった出水ラムサールブランドPRロゴの使用については、次のとおり承認します。

商品等の名称	
使用期間	年 月 日から（ 年 月 日まで）
使用の条件	出水ラムサールブランドPRロゴの使用に関する取扱要綱を遵守すること。

※ 申請内容に変更があった場合は、出水ラムサールブランドPRロゴ使用内容変更承認申請書により申請すること。

第3号様式（第6条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



出水ラムサールブランドPRロゴ使用不承認通知書

年 月 日付けで申請があった出水ラムサールブランドPRロゴの使用については、下記の理由により不承認とするので通知します。

記

商品等の名称	
不承認の理由	出水ラムサールブランドPRロゴの使用に関する取扱要綱第7条第 号に該当 上記に該当する理由

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

（使用者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

出水ラムサールブランドPRロゴ使用内容変更承認申請書

承認を受けている出水ラムサールブランドPRロゴの使用の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

商品等の名称		
既に受けた承認の年月日及び番号	年 月 日付け出 第 号	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
その他参考となるべき事項		

添付書類 変更する内容がわかる見本

第5号様式（第12条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



出水ラムサールブランドPRロゴ使用承認取消通知書

年 月 日付け出 第 号で承認した出水ラムサールブランドPRロゴの使用については、次の理由により取り消します。

取消しの理由	
--------	--

※ 現在使用中の出水ラムサールブランドPRロゴは、直ちに使用を中止してください。